

館山市営繕工事週休2日実施要領

（目的）

第1条 本要領は、建設業における、長時間労働の是正や休日確保に向けた環境整備を進め、将来の担い手の育成や確保を図るための取組みとして、営繕工事現場において週休2日制工事を実施するために必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 用語の定義は次のとおりとする。

（1）週休2日

- ① 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）及びこれらに類する期間は含まない。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

（4）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

（5）4週8休以上

- ① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（対象工事）

第3条 館山市が発注する営繕工事を対象とする。ただし、地域の実情等により対応が困難な工

事は対象外とすることができる。

2 発注者は、仕様書等に適用工事である旨を記載すること（別記1）。

（発注方式）

第4条 発注方式は、発注者が通期又は月単位の週休2日に取り組むことを指定する発注者指定型方式とする。

（積算方法）

第5条 積算方法は、「千葉県営繕工事週休2日促進工事实施要領」及び「千葉県営繕工事週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用」を準用する。なお、新営工事又は改修工事については通期の4週8休以上を前提に、解体工事については月単位の4週8休以上を前提に工事費を積算する。

2 現場完成後に達成状況を確認し、新営工事又は改修工事については通期の4週8休に満たない場合、解体工事については月単位の4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

（現場閉所（現場休息）の確認方法）

第6条 工事着手前の確認方法等は、以下のとおりとする。

（1）監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

（2）「対象期間」の設定として、現場着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

（3）分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

2 工事着手後の確認方法等は、以下のとおりとする。

（1）監督職員は、工程計画に見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受発注者間で調整を行う。

（2）受注者は、毎月の工事履行報告書と併せて、現場閉所チェックリスト（別記第1号様式）を監督職員に提出すること。また、必要に応じて、チェックリストの確認用に、現場閉所日や休日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。

（3）受注者は、対象期間終了後速やかに、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため、工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出する。

なお、現場完成日が工期期限に近く、契約変更等の手続き期間を十分に確保できない場合には、受発注者協議により現場閉所（現場休息）の状況を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所（現場休息）の日を協議により決定し、これに基づき前提としていた4週8休に満たない場合は、第5条により契約変更を行うものとする。

3 その他留意事項について、以下のとおりとする。

（1）監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。

（2）監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含

む。)の調整を適切に実施する。

(3) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

(4) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理人を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(5) 週休2日制工事の受注者は、対象期間中、週休2日制工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする(別記2)。

(6) 新営工事においては、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム」((一社)日本建設業連合会)、過去の同種工事の実績及び実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。

改修工事又は解体工事においては、過去の同種工事の実績を基に、実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。

(工事成績)

第7条 週休2日制を実施できなかったことによる工事成績評定点の減点はない。

(その他)

第8条 受注者は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、監督職員と協議すること。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

附 則(令和7年5月1日改正)

(施工期日)

1 この要領は、令和7年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、改正前の規定により、執行中のものについては、従前の例によることができる。

別記 1

○仕様書記載例

(週休 2 日制適用工事)

第〇条 本工事は、[通期の] (又は) [月単位の] 週休 2 日制適用工事である。

2 受注者は、原則 [通期の] (又は) [月単位の] 週休 2 日制で施工すること。

3 週休 2 日制の実施に当たっては、「館山市営繕工事週休 2 日実施要領」に基づき行うこと。

別記 2

○公衆が見やすい場所への明示例

【工事掲示板】

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休 2 日相当の確保に取り組んでいます。

工事関係者や公衆が見てわかりやすい
週休 2 日の計画表などを貼り付け
(A 3 サイズ相当)

施工体系図

施工体制台帳

建設業許可票

建退協加入標識

別記第 1 号様式

週休2日制適用工事 現場閉所チェックリスト

工事名

受注者名

[illegible]